

【 特別支援教育就学奨励費 とは 】

支援学校に就学している児童、生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されます。

【 支給対象経費 について 】

- ①教科用図書購入費<実費> (高等部のみ)
- ②学校給食費<実費>…学校で実施する給食にかかる費用
- ③交通費<実費>…通学にかかる交通費や職場実習に要する交通費等
- ④修学旅行費等<実費:限度あり>…修学旅行、宿泊学習、遠足等に要する費用
- ⑤学用品等購入費<実費:限度あり>…学校で使用する学用品、通学に必要な用品等
- ⑥オンライン学習通信費<実費:限度あり>…学校のオンライン授業に必要な通信費等(支弁段階1のみ)

【 支弁段階 とは 】

各家庭で生計を一にしている18才以上(高校生は除く)の方全員の収入状況等により、3つの段階(支弁段階)に分けて支給対象経費と支給の割合が認定されます。これは、毎年行います。

- 支弁段階「1」… 全額支給
- 支弁段階「2」… 半額支給 (ただし、交通費と教科用図書購入費は全額支給)
- 支弁段階「3」… 支給なし (ただし、通学にかかる交通費と教科用図書購入費は全額支給)

【 支弁段階決定のための手続き について 】

- 新入学生の方…入学説明会の時に手続き書類等をご案内します。期日までに必要書類を提出してください。
- 在校生の方…担任を通じて必要書類を配付いたします。期日までに提出してください。

【 支給方法 は 】

保護者等名義の金融機関の口座に年6回に分けて支給します。

【 領収書(レシート)等が必要となる経費 について 】

支給対象経費①～⑥のうち、⑤学用品等購入費については、領収書(レシート)等を学校に提出していただく必要があります。

学用品等購入費は大きく分けて下記の3つがあり、それぞれ支給限度額があります。

学用品・通学用品購入費 ※ 4月以降に購入した領収書(レシート)等を提出してください。

＜支給対象者＞ 新入生及び在校生

＜支給対象となるもの＞

- ・ 学校の授業で使用する学用品
(例)ノート、筆記具、上履き、体育用靴、水着、実験・実習用の作業服
- ・ 通学のために通常要する通学用品(例)通学用靴、カバン、雨傘、雨靴

※マスクについては、調理実習や給食配膳時に使用する場合のみ支給対象です。

＜支給対象とならないもの＞

- ・ 医療用品、福祉用品、生活用品、衛生用品、クラブ活動で使用するもの
(例)車いす、装具、吸引用チューブ、アルコール綿、ティッシュ、オムツ、ビニール袋、メガネ、食品はさみ
- ・ 通販で購入時の送料、代引き手数料等

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ※ 入学以降に使用するものであることを説明できる場合に限り、入学前に購入したものであっても領収書(レシート)等の提出があれば、支給対象とします。

＜支給対象者＞ 新入生(小1、中1、高1年)のみ ※ただし、生活保護受給世帯は対象外

＜支給対象となるもの＞

入学以降に使用するために購入した学用品・通学用品

(例)ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、上履き、雨傘、雨靴

＜支給対象とならないもの＞ 「学用品・通学用品購入費」と同じ。

ICT機器購入費 ※ 4月以降に購入した領収書(レシート)等を提出してください。

＜支給対象者＞ 高等部の生徒のみ

＜支給対象となるもの＞

学校長が教育課程上必要と認め、学校の授業で使用するICT機器

(例)パソコン、タブレット端末、アプリケーション

※ 詳しくは、「特別支援教育就学奨励費のあらまし」をご覧ください。